

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 三明会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町 1 - 6 1 3 - 3
- (3) 設立認可年月日 平成 21 年 3 月 4 日
- (4) 設立登記年月日 平成 21 年 4 月 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ふかざわ歯科	2130501204	岐阜県各務原市鵜沼西 町 1 - 6 1 3 - 3	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 29 日 令和 6 年度決算の決定
令和 8 年 3 月 22 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 三明会
所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町 1 - 6 1 3 - 3

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	61,109 千円
2. 負 債 額	5,277 千円
3. 純 資 産 額	55,832 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,189
B 固 定 資 産	14,920
C 資 産 合 計 (A + B)	61,109
D 負 債 合 計	5,277
E 純 資 産 (C - D)	55,832

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 三明会
所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町 1 - 6 1 3 - 3

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	46,189	I 流 動 負 債	5,277
II 固 定 資 産	14,920	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	14,132	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	428	負 債 合 計	5,277
3 そ の 他 の 資 産	360	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 利 益 剰 余 金	46,832
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	46,832
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	55,832
資 産 合 計	61,109	負債・純資産合計	61,109

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人社団 三明会
所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町 1－6 1 3－3

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	93,941
2 事業費用	106,277
本来業務事業損失	△ 12,336
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業損失	△ 12,336
事業損失	△ 12,336
II 事業外収益	834
III 事業外費用	
経常損失	△ 11,502
IV 特別利益	8,213
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 3,289
法人税等	72
当期純損失	△ 3,361

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 三明会
理事長 深澤 達哉 殿

私（注１）は、医療法人社団三明会の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 ８年 ５月 20 日
医療法人社団 三明会
監事 安藤 守男

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。